

# 韓国特許庁の研修に参加して

審判部第11部門 栗山 卓也

## 抄録

日米欧韓中・五大特許庁が進めるプロジェクトの一環として、各庁が実施する研修を他の4庁にも開放する「研修への相互参加」の取組があり、2010年10月、韓国特許庁(KIPO)が実施する研修に参加する機会を得ました。この場をお借りして、五大特許庁の取組を簡単に紹介しつつ、研修参加の体験記を綴ってみたいと思います。

## 1. 五大特許庁の取組

### 1.1 コモントレーニングポリシー

五大特許庁といえば、今まさにホットな話題は「相互間の特許分類の統一」。先日の第4回会合からいよいよ、特許制度調和の動きが活発化してきています。

そんな五庁が2008年の第2回会合で合意したのが、ワークシェアリングへの取組の推進。世界的な出願増加によるワークロードの急増に対処するため、具体的な10の基礎プロジェクトを進めることで合意しました。その10個のうちのひとつに「コモントレーニングポリシー」プロジェクトがあり、各庁の研修課程および内容に関する情報を共有し審査官研修の効率を高めるための具体的な取組とされています。

### 1.2 研修への相互参加

このプロジェクトの一環としてあるのが、先に紹介した「研修への相互参加」。各庁の審査官研修について情報共有と比較研究を行う一方、各庁が実施している研修を他の4庁にも開放し、他庁審査官等が実際に他庁の研修へ相互に参加できるような取組が始まっています。各国特許制度やその具体的な運用、審査の実態(審査手法、審査判断の相違等)につき各庁の研修を通じて情報を得ることは効率的、との考え方に基づくもので、他庁審査官との交流を通じて他庁の制度・審査に精通した人材の育成を目指し、また、他庁における研修プログラムの実施手法や内容の情報の取得により我が庁の研修内容の検討に役立てることが狙い。2010年度は全部で13個の研修が相互参加設定され、その中には我が庁から提供されているものも2つほど入っています。

### 1.3 参加した研修

私が参加したのは、韓国特許庁(KIPO)が提供する「審査事例研究1課程」なる研修。ディスカッション形式のケーススタディで、過去の案件の審査結果をレビューしつつその内容について議論する、というもの。KIPOの審査経験1～3年目の新任審査官を対象として行われる必修の研修で、実施言語は韓国語。期間は3日間。他庁からの受入れは8名まで可能、との設定。

## 2. 研修参加準備

### 2.1 研修参加の打診

派遣の話がきたのは2010年5月。派遣5ヶ月前のことでした。相互参加研修についての説明があり、「韓国特許庁が自国審査官に対して韓国語で実施する研修に、他庁審査官として参加しないか。」とのこと。よい機会をいただけたと考えた私は、最終的にその用務をお引き受けすることにしましたが、韓国語で行われる研修の講義を満身に聞き取れるのかというと正直あまり自信がなく、受けてよいものかどうか悩ましい状況でした。ただ、説明の中に、「研修の内容を可能な限り理解してくることはむろんだが、ほかに、あちらの研修の実施手法について知見を得てくることも用務のひとつ。」という部分もあり、その言葉に背中を押される形になりました。「可能な限り」はまさに「可能な限り」でしかないのだから、と前向きに捉え、参加までにはできるだけ力をつけておくことにしよう、と考えるようにしました。

### 2.2 事前準備

派遣の話があった当初、時期は9月頃と聞かされていま

した。その後、具体的な日程が決まらないまま月日は過ぎ、だいぶ近くなってからようやく決定、結局1ヶ月延びて10月ということに。自身の異動の有無も絡んでいて落ち着きませんでした、「他庁審査官」ではなく「他庁審判官」として派遣されるというオチがつかしました。

担当部署から派遣説明会等の連絡が来る頃になると、参加する研修についていろいろと情報が入り始めます。その中でひとつ驚いたのは、他庁審査官として参加するのは日本からの2名のみとなった、という情報。てっきり欧米中からも審査官が派遣されるものと思い込んでいた私は、呆気にとられてしまいました。他庁審査官どうしの交流を密かに楽しみにしていましたし、それに、一気に多方面にコネクションを作る絶好のチャンスでもあったはず。そういう意味でもたいへん残念な話です。

そして、残念な話がもうひとつ。研修はKIPO所属の人材育成機関であるIIPTI (International Intellectual Property Training Institute) で行われるのですが、研修期間中の現場でのアテンドが全くない、とのこと。研修会場入りした後、用務やら生活やら無事にこなしていけるのかどうか、不安が漂います・・・。

### 2.3 カウンターパートとの連絡

筆者は3年前に審査官協議でKIPOを訪れており、この機会に旧交を温められればと、当時のカウンターパートに連絡を取っていました。そのメールの中で、今回の研修参加の際に現場担当者がついてくれないようだ、とこぼしたら、彼が当時の審査室の審査長に相談してくれて、なんと、その審査室の審査官で同じ研修を受けるキム氏に現場サポートをしていただけることになりました。たいへん、たいへん有り難いお話で、これで一気に不安が解消！ 持つべきものはカウンターパートです。

### 3. 韓国入り

出国の日。新設されたばかりの羽田空港国際線ターミナルから、韓国・ソウルへ向けて出立します。

今回の現地入りには、有り難いことにJETROソウルの支援を得ることができました。到着した金浦空港にて職員の方々と合流、その後、現地職員の方にはKIPOまでの引率もしていただきました。(KIPOは首都ソウルにはなく、特急で1時間ほどの地方都市テジョンまで行かなければなりません。)

そして、研修初日、朝一でKIPOの担当部署を訪問した後、最初の科目の講師の方 (KIPO 審査官) の車で研修会場へ移動。JETROの方々のおかげで、出国前のあれやこれやの心配事がウソのように、スムーズに会場入りすることができました。キム氏との顔合わせも済ませ、研修受講者



IIPTI外観

用のIDパスを受け取り、いよいよ研修スタート！

## 4. 研修内容

### 4.1 全体概要

研修名：「審査事例研究1課程」

内 容：過去の案件の審査結果をレビューしつつ、その内容について議論する。

対 象：入庁1～3年目の審査経験者。

講 師：審査長、審査官、審判官、原課の併任審査官。すべて韓国特許庁内部の者。

形 式：ディスカッション形式。(一部、座学形式も。)

### 4.2 研修時間割

		10月25日(月)	10月26日(火)	10月27日(水)
1	9:10～10:00	オリエンテーション	新規性・進歩性・拡大先願欠陥事例	明細書記載不備
2	10:10～11:00	特実審査指針書及び関連法改正事項		
3	11:10～12:00			
4	13:10～14:00			
5	14:10～15:00			
6	15:10～16:00	優先審査指針書改正事項	明細書記載不備	修了式、アンケート
7	16:10～17:00	審査評価指針		
8	17:10～18:00			

### 4.3 研修科目概要

#### (1)「特実審査指針書及び関連法改正事項」

最近の特許法改正事項及び審査指針書(日本国特許庁の審査基準に相当)の改正事項についての説明。

主要な改正事項は以下のとおり。

- ・再審査請求制度の導入及び審査前置制度の廃止
- ・拒絶決定不服審判請求期間延長対象の拡大(内国出願人でも延長可能)
- ・補正に対する制限要件の緩和(最後の拒絶理由に対する補正で、新規事項を解消する補正、及び、限定・付加・削除による請求の範囲の減縮が可能)
- ・分割出願可能な時期の拡大
- ・審査官による職権補正制度の導入

## (2)「優先審査指針書改正事項」

優先審査制度(日本国特許庁における早期審査制度)適用の要件についての説明。

優先審査対象は、以下のように特許法施行令で、例として11個列挙されている。

- 1) 防衛産業分野の特許出願
- 2) グリーン技術と直接関連した特許出願
- 3) 輸出促進に直接関連した特許出願
- 4) 国家または地方自治団体の職務に関する特許出願
- 5) 別法の定めにより認定されたベンチャー企業・中小企業の特許出願
- 6) 国家の新技术開発支援事業または品質認証事業の結果物に関する特許出願
- 7) 条約による優先権主張の基礎となる特許出願
- 8) 特許出願人が特許出願された発明を実施しているかまたは実施準備中の特許出願
- 9) 電子商取引に直接関連した特許出願
- 10) 特許庁長が外国特許庁長と優先審査することを合意した特許出願
- 11) 優先審査の請求をしようとする者が特許出願された発明に関して法律で定める専門機関に先行技術の調査を依頼した場合に、その調査結果を特許庁長に通知するよう当該専門機関に要請した特許出願

また、2009年10月より、グリーン関連技術・環境関連技術に関しては「超高速審査」の請求を行うこともできる。

ちなみに、超高速審査と優先審査の庁内処理の違いは以下のとおり。

## (3)「審査評価指針」

審査評価(審査結果に対する評価。日本国特許庁における品質管理に相当するものと思われる。)を行う際の評価指針(評価基準)の内容についての説明。

評価指針では、特許決定・拒絶決定の妥当性、手続の瑕疵の有無、意見提出通知書(日本国特許庁における拒絶理由通知書)の内容等について、「優秀」と認められるか否かの基準が定められている。

「優秀」であることの要件としては、例えば、以下のようものが挙げられる。

- ・審査官が適切な先行技術文献を直接検索すること
- ・可能な全ての拒絶理由を一括記載すること
- ・通知書・拒絶書を論理的、具体的に作成すること
- ・指摘した拒絶理由が翻覆されることなく、通知書と拒絶書の一貫性が維持されていること
- ・欠陥のある指摘事項がないこと

## (4)「新規性・進歩性・拡大先願欠陥事例」

新規性・進歩性・拡大先願について、法律及び審査基準を解説すると共に、具体的な事例について裁判の判例や審判での審決を数多く紹介。

新規性・進歩性の判断の際の特殊な事例として、次のようなものがある。

- ・選択発明
- ・数値限定発明
- ・パラメータ発明
- ・製造方法で特定された物の発明



講師の机

	超高速審査	優先審査
確定分類	仮分類された出願書類を移送または引継された日から2日以内	仮分類された出願書類を移送または引継された日から2週以内
専門機関の先行技術調査報告書提出期間	優先審査申請後10日以内	優先審査申請後1月以内
優先審査とするかどうかの決定方法及び期間	優先審査申請書を移送された日から2日以内	優先審査申請書を移送された日から7日以内
優先審査決定後審査着手期間	優先審査決定書発送日から14日	優先審査決定書発送日から2月または法で定められる先行技術調査結果が審査官に移送された日から1月のうち遅い日
審査着手された後中間書類処理期間	指定期間満了日または審査官が該当書類を移送された日のうち遅い日から1月以内	指定期間満了日または審査官が該当書類を移送された日のうち遅い日から2月以内

## (5)「明細書記載不備」

明細書の記載不備について、法律及び審査基準を解説すると共に、具体的な事例について裁判の判例や審判での審決を数多く紹介。

具体的には、次のようなもの。

- ・発明の詳細な説明の記載要件と事例
- ・請求の範囲の記載要件と事例
- ・発明の単一性と事例
- ・分割出願の要件と事例
- ・変更出願・二重出願の要件と事例
- ・優先権主張出願の要件と事例

## (6)「訂正・補正関連判断欠陥事例」

訂正・補正について、法律及び審査基準を解説すると共に、具体的な事例について裁判の判例や審判での審決を数多く紹介。

## 4.4 研修受講の様子

### (1) どうかこうにか

研修がスタートし、知的財産権や審査実務に関する様々なトピックで講義が始まります。

今回の研修は、相互参加の設定がされたとはいえ、KIPOがこれまで定期的実施してきたものと何ら変わるところはないはず。他庁参加者のいる・いないに関係なく普段どおりのペースで進行しているものと思われ、実際に講義が始まってみると、やはり、「これはタイヘンだな・・・。」という印象でした。講義を聴いていて分からない言葉が出てきたらすぐ電子辞書を引き内容の理解に努める、の繰り返しですが、日常会話ならいざ知らず、知財や特許審査の専門的な話ともなると、こうやってひっかかる場面がどうしても多くなってしまいます。それでも、研修テキストの電子データを派遣前に入手して、事前に大まかな内容把握ができていたこともあって、ドタバタながらもなんとか講義についていけた感じでした。



教室

### (2) ディスカッション？ 座学？

研修の教室に入って、最初に感じていたこと。それは、「席の配置が妙だ・・・。」ということでした。ディスカッション形式の研修と聞いていたのに、まるで普通の座学のような、1人の講師と着席した30名の受講者が向かい合う席配置になっています。我々がよく知る日本の研修なら、ディスカッション形式（討論形式）といえば、議論を進めやすい少人数のグループに分かれて行うのが通常のスタイルでしょう。そういう見方をすれば、この韓国の研修は明らかに座学に見え、とてもディスカッション形式とは思えないものでした。

ところが、研修が始まってみると、講師と受講者たちとの間に活発なやり取りが行われているのです。後から考えると、これが韓国特許庁の研修における「ディスカッション形式」なのではないかとも思えます。ただ、テキストに沿って淡々と講義を進めていく、一方向の、まさに座学の形式をとっていた講師がいたこともあり、研修期間中、「この研修はディスカッションということだったけど実際は座学なのだ。」という先入観に最後まで捕らわれたままでした。

## 4.5 修了式とアンケート

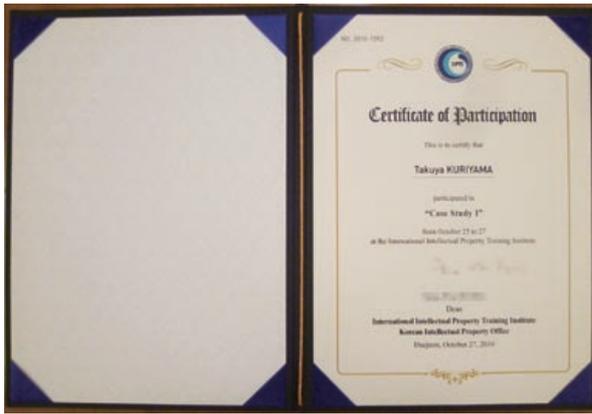
研修の最後に修了式があり、IIPTI職員の挨拶と、日直（講師紹介等）を務めた受講者への表彰が行われました。その後、修了証書の授与。研修終了後即、自動的に受講者全員修了となるようでした。我々他庁参加者2名もめでたく修了となり、見開きのカバーに入った立派な修了証書をいただきました。

そして、受講者が研修のアンケート用紙に記入して提出すれば研修終了です。

研修アンケートの内容は以下のとおり。各項目について、その程度を5段階で評価する形式でした。

### ○研修全体について

- ・本教育課程を履修してどの程度満足したか
- ・貴下の職務遂行においてどの程度助けとなるものと思うか
- ・教科編成は適切であると思うか
- ・教育運営法（教材の適切性、講師選定の合理性、科目設計の妥当性、顧客志向的課程運営など）に対してどの程度満足したか
- ・教育環境（教育施設、便宜施設（売店など））に対してどの程度満足したか
- ・食事サービスに対してどの程度満足したか
- ・職員の親切の程度についてどのように思うか
- ・その他建議事項



修了証書

- ・最も有益であった教科目は何か
- ・改善が必要な教科目及び改善方向は何か

#### ○研修の各科目について

- ・各講義の満足度
- ・その科目における他の推薦講師

## 5. KIPO 研修大解剖 ～他庁審査官はこう見る！

### 5.1 研修の形式と進め方

席配置は座学形式。しかし、講義の中で講師と受講者がディスカッションを行っていると思われる場面が多々見られ、ディスカッション形式の研修として成立している模様。我が国の研修におけるディスカッション形式とはかなり異なっている印象を受けます。講師が受講者を指名して質問を投げかけ、回答を引き出し、そこからさらに発展して質疑応答が続く、質問された受講者以外からも積極的に意見が出たりして議論が活発化する、といったような流れができていました。

一方で、テキストに沿って講義内容を淡々と説明していく、いわゆる座学形式をとっていた講師もみられました。テキストに掲載されている審決や判決（抜粋）の重要部分を、名簿から受講者を指名して音読させるなど、座学でよくある進め方をしている講師もいました。

### 5.2 研修テキスト

研修に用いる資料は、全科目分まとめて製本されたものが受講者に配付されます。(B5サイズで500頁程度。モノクロ印刷。) このように製本されていると、受講後の資料の管理がしやすくなり、後日内容を見返したりする際にも便利と思われます。我が国の研修では、資料は製本されていることは少なく、しかも科目毎に分かれているのが通常

でしょう。科目毎に分かれていることの利点もあるかと思いますが、研修の全科目をひとつの本に製本してあるのも、後の管理のしやすさなどの点から見て評価できると思いました。

### 5.3 研修の設備

パワーポイントの画面を映し出すスクリーンが教室の前面中央に据えられ、講師が立つ演台は講師側に向かって右端に位置しています。講師に与えられるスペースはかなり広く、講師はピンマイクを付けてこのスペース内を動き回りつつ、身振りを加えるなどしながら講義を行うことができます。教壇はありますが、そこに上ることはありません。また、スクリーンから少し離れた中央位置には、大型のモニターが斜めに埋め込まれた、一部ガラス製のテーブルが置かれており、ここに着席してモニターを見ながら講義を進めることもできます。

### 5.4 研修の雰囲気

本研修では、全体的に堅苦しさを感じることはありませんでした。講師も受講者も、ノーネクタイなどのラフな服装で気軽に参加する様子が見られ、また、講義では講師は教壇の上に立つことなく、受講者と同じ高さであって、講師と受講者との間の垣根が低いように感じられました。また、座席表というものはなく、受講者はどこでも好きな席に座ることができます。

### 5.5 講師及び受講者の意識

本研修は、受講者の自署によって出席確認がなされていますが、出席簿にサインした後講義に出席しないでそのまま退出する者が少なからず見られました。実際には出席しないが出席したことにしておける、そして講師側もそれを



講義の様子

容認している、本研修に限ったことではないかもしれませんが、受講者は、自己の判断で、受講が必要でないと思う科目は受講しないようにできる、という風潮があるようにも思われました。

研修が進むにつれ、受講者が徐々に減っていく様子も見られました。これは、研修日程が月末であることが主な原因のようです。KIPOの審査官は毎月の審査処理の目標達成に追われているとのこと。研修中のある科目では、講義を終えた講師が（冗談で）庁へ戻る自分の車の同乗者を募るという珍場面も。受講者一同からどっと笑い声が上がったのが印象的でした。

## 6. KIPO 研修に参加して

韓国語で行われたこの研修、私の現在の語学力で講義についていくのはかなりハードでしたが、事前準備のおかげもあり、可能な限り情報の収集を行ってことができました。

また、研修に参加して講義の様子を直に見聞きしたことにより、研修のスタイルや講義の進め方等についてもいくつかの知見を得、その点でも他庁参加者としての目的を達成できたものと考えています。

今回参加した研修は、我が国の研修と比べると、全体に堅苦しさが感じられず、大学の講義のような、ある意味自由な雰囲気でした。その雰囲気が、研修への参加のしやすさや、講師と受講者との間の活発な質疑応答を生んでいるように感じられます。そして、このようなスタイルが研修内容をより深く理解するのに役立っているようにも思えました。

また、各科目への出席の要否を受講者自身が判断するというような、自己責任を重視した研修スタイルもみられました。

内容面では、講義の中でみられた判例を数多く紹介するという手法は、受講者が判例に触れる機会を多く設けるという観点から、我が国において参考とし得るものと思われるます。

ただ、残念だったことは、他庁審査官と本国の研修受講者との交流の機会が得られなかったことです。特に今回は、他の3庁からの審査官も参加しておらず、交流と言えるものは本当に何もありませんでした。他庁審査官を受け入れた研修には少し時間を追加して、参加した他庁審査官と本国の研修受講者との間の交流の場を設けてもよいのでは、と思います。

このプロジェクトに沿った取組が続くならば、今後も韓国特許庁から相互参加研修が提供されるものと思われるます。そのような機会を得て他庁審査官として参加される方がいれば、ぜひ、磨いた語学力を活かして、さらに多くの情報を収集してきていただければと願っております。

## profile

栗山 卓也（くりやま たくや）

平成 8年 4月 特許庁入庁（審査第三部繊維加工）

平成 12年 4月 審査官昇任（特許審査第二部生活機器）

平成 22年 10月 審判官昇任（審判部第 11 部門）